

議案第39号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中122の6の項を122の8の項とし、122の5の項の次に次のように加える。

122の6 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
122の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。

別表第1の124の項ア中「34,000円」を「39,000円」に、「65,000円」を「76,000円」に、「133,000円」を「149,000円」に、「200,000円」を「225,000円」に、「261,000円」を「305,000円」に、「337,000円」を「370,000円」に、「460,000円」を「497,000円」に改め、同項イ中「20,000円」を「21,000円」に、「46,000円」を「51,000円」に、「100,000円」を「113,000円」に、「185,000円」を「204,000円」に、「307,000円」を「340,000円」に、「415,00

0円」を「457,000円」に、「521,000円」を「567,000円」に、「737,000円」を「795,000円」に改め、同項ウ中「131,000円」を「141,000円」に、「199,000円」を「215,000円」に、「292,000円」を「320,000円」に、「348,000円」を「379,000円」に、「525,000円」を「573,000円」に、「599,000円」を「654,000円」に、「746,000円」を「808,000円」に、「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の125の項中「1,004,000円」を「1,081,000円」に改め、同表の127の項中「用紙1枚」を「1通」に改め、同表中127の2の項を127の2の6の項とし、127の項の次に次のように加える。

<p>127の2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項又は第2項の規定に基づく証明書の交付</p>	<p>開発行為又は建築に関する証明書交付手数料</p>	<p>1通につき 900円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
<p>127の2の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料</p>	<p>次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に掲げる額  ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額  （ア） 500平方メートル以内のもの 20,000円  （イ） 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 34,000円  （ウ） 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 54,000円  （エ） 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 89,000円  （オ） 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 123,000円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

(カ) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 201,000円

(キ) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 220,000円

(ク) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 275,000円

(ケ) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 364,000円

(コ) 10万平方メートルを超えるもの 533,000円

イ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額

(ア) 500平方メートル以内のもの 18,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 28,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 35,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 66,000円

(カ) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 121,000円

(キ) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 134,000円

(ク) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 163,000円

(ケ) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 207,000円

		(コ) 10万平方メートルを超えるもの 292,000円	
127の2の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	<p>次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は、533,000円とする。</p> <p>(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イ）のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（イ）に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、127の2の2の項アに定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、127の2の2の項アに定める額</p> <p>(ウ) その他の変更については、15,000円</p> <p>イ 土石の堆積を行う場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は、292,000円とする。</p> <p>(ア) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イ）のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イ）に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土</p>	変更申請のとき。

		<p>地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、127の2の2の項イに定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、127の2の2の項イに定める額</p> <p>(ウ) その他の変更については、15,000円</p>	
127の2の4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることの証明書交付手数料	1通につき 900円	交付申請のとき。
127の2の5 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1通につき 700円	交付申請のとき。

#### 附 則

この条例は、令和6年7月31日から施行する。ただし、別表第1中122の6の項を122の8の項とし、122の5の項の次に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料等を定める等の必要がある。